3月に入り一段と春めいてきたように感じます。生涯学習プラザ近くの渋川沿いの桜の 芽もだいぶ膨らみ、今年も開花が早そうです。静かに花見を楽しみたいと思います。

さて、2月26日、27日の新聞報道によると、「文化審議会国語分科会小委員会が常用漢字への『碍』の追加を見送る見解をまとめた」とありました。これは、「障害」の表記について、障害者団体や一部の国会議員などから、「公害」や「害悪」などイメージの悪い『害』の字に変えて、「障碍」と表記できるよう『碍』を常用漢字への追加の要望があったことが背景にあるとのことです。

小委員会の結論としては、常用漢字は公文書やメディアなどで使う際の目安で、社会実態に基づき採用されてきたものであり、『碍』については追加を要するような使用頻度の高まりや使用状況の広がりは生じていないとのことでした。

これまでの文化審議会の議事を確認したところ、会議の配布資料に「確認事項」として、「現在、『ショウガイ者』の『ショウガイ』は、法令や国の公用文では、常用漢字表に従い『障害』と表記することとなっているが、地方公共団体や民間の組織において、表にない『碍』を用いて表記すること等を妨げるものではなく、それぞれの考え方に基づいた表記を用いることが可能である」とありました。

つまり、今回の見解は、『碍』が使用可能であるにもかかわらず使用頻度が高くないのだから、常用漢字に追加する状況ではないと読み取れます。しかし、一般的に行政文書などは法令や国の文書に従うことが多い訳ですから、逆に考えると、常用漢字となれば使用頻度も自ずと高まるのではないでしょうか。一方で、「障碍」も必ずしもよい意味ではないとの意見もあるようです。その他、内閣府の調査を見ると、漢字を用いずに「障がい」と表記している自治体が徐々に増えていますが、これも『害』を避けるための方策だと思います。

肝心なことは、「障害者」と表記される当事者の方が、どのように感じているかであり、要望には真摯に応えるのが本質ではないかと感じました。今回の審議会でも「『害』を受け入れがたいと感じる人がいることを重く受け止め、寄り添いたい」との意見もあったそうですから、障害者を示すのにふさわしい用語について、今後の審議を見守りたいと思います。

ちなみに、障害者の英語表記では、一般的に「person with disabilities」が使われ、今日ではこれが推奨されているとのことです。かつては、「handicapped person」「disabled person」と表現されたものが、わが国で議論となっている「障害者」の表記と同じようにあまり好まれなくなり変わったそうです。

「person with disabilities」の言葉は、「persons(人)」という単語の位置が前に来ることで言葉の中の主役を「人」にすることができているといいます。「障害者である以前にひとりの人間である」という考え方に基づくそうですが、わが国の議論でも「障害者」、「障碍者」、「障がい者」といった表記の議論に止まらず、一人の人間として「人」を主役とした考え方を見失わないことが重要ではないかと感じました。(N.W)